

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第82号）（環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、一定期間ごとに、当該廃棄物処理施設が施設の技術上の基準に適合するかどうかについて、都道府県知事（本市にあっては、京都市長。以下同じ。）の検査を受けなければならないこととなるとともに、廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者は、施設に関する技術上の基準及び申請者の能力に関する基準に適合するときは、都道府県知事の認定を受けることができることとなることに伴い、次のとおり、当該検査等の申請に対する審査に係る手数料を定める等の措置を講じることとしました。

区 分	手数料（1件につき）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の検査の申請に対する審査	円 33,000
法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査	33,000
法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査	20,000
法第15条の2の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の検査の申請に対する審査	33,000
法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査	33,000
法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査	20,000

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 82 号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項第1号中「別表」を「別表第1」に改める。

第36条中「及び前条に規定する費用」を削る。

別表第2法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査の項の次に次の1項を加える。

法第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の検査の申請に対する審査	33,000
-----------------------------------------	--------

別表第2法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の項の次に次の2項を加える。

法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査	33,000
法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査	20,000

別表第2法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査の項の次に次の1項を加える。

法第15条の2の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の検査の申請に対する審査	33,000
------------------------------------------	--------

別表第2法第15条の2の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の項中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同項の次に次の2項を加える。

法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査	33,000
法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有	20,000

する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課)